

[母子保健課關係]

1. 妊婦健康診査等について

妊婦健康診査については、必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算（790億円）において、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助（1/2）と地方財政措置（1/2）により支援を行っているところである。

平成21年4月における公費負担の状況について調査を行ったところ、公費負担回数の全国平均は13.96回であった（平成20年4月時点では5.5回）。（関連資料1）平成22年4月時点の状況については、近日中に調査を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度以降の対応については、妊婦健診が適切に実施されるよう、実施主体である市区町村における妊婦健診の実施・定着状況を踏まえつつ、今後、検討することとしているが、各自治体におかれては、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

また、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

○すこやかな妊娠と出産のために

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

さらに、B型肝炎母子感染防止については、「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について（平成16年4月27日雇児母発第0427001号）」等によりお願いしているところであるが、引き続き各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしたい。

2. 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引き続き一層の充実が求められているところである。

このため、体外受精及び顕微授精を対象に高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施し、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しているところである。平成21年度第1次補正予算において、給付額を1回当たり10万円から15万円に引き上げるとともに、不妊治療に関する啓発や広報に関する予算を計上したところであるが、平成22年度予算(案)においては給付実績等を勘案し、事業の継続実施に必要な予算を計上したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取り組みをお願いする。

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応障害、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等)などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うものである。平成21年度は、11都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成21年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

なお、平成23年度以降の対応については、本モデル事業の結果等を踏まえ、今後、検討することとしている。

4. 健やかな妊娠等サポート事業について

健やかな妊娠等サポート事業(旧：健やかな妊娠・出産等サポート事業)については、小児科医療・産科医療の体制整備のための都道府県における女性医師の労働環境整備の取組及び妊娠・出産の安全・安心の確保を目的とする助産師等を活用した、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組に必要な経費の補助を行ってきたところであるが、行政刷新会議において決定された「事務事業の横断的見直し」を踏まえ、平成21年度をもって廃止することとしたので、御了知願いたい。

なお、妊娠期からの支援体制に関する取組については、引き続き、実施することとしている。(別冊 交付要綱、実施要綱等 参照)

5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標(値)を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれ

の立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成22年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について

21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」については、平成22年度で開始から10年目を迎え、平成21年3月から、厚生労働省において、『健やか親子21』の評価等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その取組について検討を進めているところである。

「健やか親子21」は、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけだけでなく、次世代育成支援対策の一環としての位置づけも有しており、第1回検討会において、「健やか親子21」は、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画とともに、一体的に推進することが効果的であるとの結論に達し、平成22年度までの「健やか親子21」の実施期間を4年間延長し、平成26年度までとしたところである。

この検討会では、平成21年度内に、国民運動計画の実施状況の評価、今後5年間の重点取組等について検討を行い、報告書を取りまとめて、ホームページで公表する等、周知を図る予定である。各自治体におかれては、母子保健に関する計画策定及び見直しの際に、当該報告書を参考にするなどして、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

(2) 健やか親子21全国大会について

今年度の全国大会は、「育てよう親のちから！ こどもの未来!! ～私たちが今できる一步を踏み出そう～」をテーマに静岡県で開催された。来年度は、「笑顔あふれる家族・地域!! ～今、できること、すべきこと～（仮）」をテーマとして、平成22年11月10日（水）～12日（金）に、埼玉県において開催される予定である。

(3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促す

ため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成21年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、取組を始めた市区町村が平成20年度よりも増加していた。

しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もあることから、国においても啓発に積極的に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いする。(関連資料2)

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

6. 児童福祉施設における食事の提供等について

(1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について

日本人の食事摂取基準については、昨年6月に、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」を策定し、報告書としてとりまとめられたところである。この「日本人の食事摂取基準(2010年版)」は、平成22年度から使用するものであり、本年3月末に告示として示すこととされている。この告示に合わせて、児童福祉施設における食事の提供に当たっての食事摂取基準の活用に関する通知を発出することとしており、適切な運用及び関係者等への周知・普及啓発をお願いする。

(2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド(仮称)」について

児童福祉施設における食事は子どもの健全な発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。

食事摂取基準の改定を受けて、昨年9月からは、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、「児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会」において、具体的な食事計画の作成や評価など食事摂取基準もふまえた栄養管理の手法について、検

討を行っており、今年度中にガイドとしてとりまとめを行うこととしているので、適切な運用及び関係者等への周知・普及啓発をお願いします。

7. 乳幼児身体発育調査の実施について

全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、平成22年度予算案において、乳幼児身体発育調査（10年周期の調査）を実施することとしている。前回調査どおり9月に調査を実施する予定であり、事前に乳幼児身体発育調査説明会を開催することとしている。調査にあたっては御協力をお願いします。（関連資料4）